

海外展開支援事業費補助金(支援機関枠)交付要領

海外展開支援事業費補助金（支援機関枠）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第1条 海外展開支援事業（支援機関枠）（以下「補助事業」という。）は、県内中小企業者の支援機関（以下「事業実施主体」という。）が主体的に行う、県内企業の輸出拡大を促進する事業に対し、その経費の一部を助成することにより、県内企業の海外取引の拡大に資することを目的とする。

（補助事業）

第2条 補助事業は、前条の目的に資するため、県内企業の輸出拡大を直接的に支援する事業とし、単独の企業を支援する目的の事業を除く。

2 補助事業の実施期間及び補助率、補助限度額は次のとおりとする。

- （1） 実施期間 交付決定通知があった日から当該年度の3月31日まで。
- （2） 補助率 10分の10以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。
- （3） 補助限度額 80万円を上限とする。

（事業実施主体）

第3条 事業実施主体は次のいずれかとする。

- （1） 商工団体等、県内中小企業の支援機関のうち、海外との取引機会の拡大や海外展開事業の円滑化など、県内企業の輸出拡大に寄与する活動を行う者。
- （2） 主として県内中小企業の輸出促進及び貿易拡大に寄与する事業を行う者。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる「補助対象経費」とし、事業の主要な部分を第三者に実質的に委託するもの又はそれに類するものを除く。

2 補助対象経費については、国、県及び市町村の他の補助金の交付を受けているものを除く。

（補助金交付申請の添付書類）

第5条 要綱第2条第2項に定める補助金等交付申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- （1） 事業実施計画書（様式第1号）
- （2） これまでの支援実績及び今後の事業計画（様式第2号）
- （3） 補助対象経費の積算根拠となる資料

（補助金交付申請の取り下げ）

第6条 補助金の交付申請をした者が、補助金等の交付の決定を受ける前に、申請を取り下げる場合は、「補助金等交付申請取下届」（様式第3号）を提出するものとする。

(補助事業者の選定)

第7条 補助事業者は、別に定める審査委員会が選定する。

2 前項の審査結果に基づき、知事は財務規則第248条に規定する補助金等の交付の決定をするとともに、不採択となった申請者に対しても、その旨を通知するものとする。

(補助金交付の条件等)

第8条 要綱第3条第3項に定める知事が必要と認める事項は、次のとおりとする。

事業対象国・地域など事業の基本部分に関わる変更で、かつ事業目的及び内容に重大な影響を及ぼす変更がある場合は、予め知事の承認を受けること。

(実績報告)

第9条 要綱第7条第2項第3号に定める補助事業等実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第4号)
- (2) 費用明細書(様式第5号)
- (3) 写真、成果品、日報など事業実施状況を示す書類
- (4) 支払伝票、帳簿、預金通帳など経費の支出状況を示す書類

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(要綱第3条第1項第2号に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、すでに行った交付の決定の変更を要するときは、要綱第4条第1項の例により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の増額変更は行わないものとする。

(補助金の経理等)

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度から、5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 財務規則、要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度については、補助事業の対象国から、ロシア連邦及びベラルーシ共和国を除く。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度については、補助事業の対象国から、ロシア連邦及びベラルーシ共和国を除く。

別表1

補助対象経費	補助対象経費の内容
会場経費	見本市・商談会会場使用料（光熱水費含む）、会場装飾費、会場販売等補助員費 ^{※1} 、広告費等。
輸送経費	海外輸送費、保険料、通関費用、各種検査料、証明書等取得費、国内輸送費等。
人件費	事業遂行に必要と認められる通訳や有識者等に対する謝金及び旅費等。
資料等作成及び翻訳費	事業遂行に必要と認められる広告制作費、リーフレット等の資料作成・印刷費、翻訳費等。
旅費 ^{※2}	補助事業に直接従事する者の海外出張に要する居住地発着の一連日程に係る宿泊費、交通費、査証取得代及び旅行保険料等。
越境ECサイト活用費	事業遂行に必要と認められる、越境ECサイトに係るコンテンツ制作費、翻訳費、写真・動画撮影費、出店費用等。

※1 現地での手配を想定し、現地交通費及び日当が対象。

※2 旅費について

- ・効率的かつ経済的な手段で、事業遂行に必要な最小限の人数に係る旅費を補助対象とする。
- ・旅費のうち、交通費及び宿泊費については、証拠書類による金額又は別表2に定める基準額のいずれか低い方とする。
- ・民泊や高級（格付け最上級）ホテルの宿泊費は補助対象としない。
また、宿泊人数に応じた客室とし、スイート（セミスイート／ジュニアスイートを含む）やエグゼクティブ等の高級な客室の宿泊費は補助対象としない。
- ・旅券取得費用、食費及び日当は補助対象としない。
- ・自家用車・社用車等の利用に係る燃料費は補助対象としない。
- ・事業に参加する企業等は補助対象としない。

別表 2

一人当たりの旅費（交通費・宿泊費）基準額

単位：円

地域	国・地方	交通費※	宿泊費
		(往復)	(1泊)
国内	東北（県外）	22,000	11,000
	北海道・関東	55,000	14,000
	中部・近畿	77,000	14,000
	中国・四国・九州	110,000	12,000
東アジア	韓国	143,000	22,000
	中国（華北・東北）	154,000	13,000
	中国（華東・華中）	143,000	14,000
	中国（華南）	176,000	23,000
	中国（西北・西南）	231,000	8,000
	台湾	187,000	16,000
	モンゴル	198,000	11,000
東南アジア	タイ	220,000	7,000
	ベトナム	209,000	6,000
	シンガポール	198,000	22,000
	フィリピン	198,000	9,000
	インドネシア	231,000	7,000
	カンボジア	275,000	7,000
	マレーシア	231,000	8,000
	その他の国	253,000	6,000
南アジア	インド	264,000	12,000
	その他の国	319,000	8,000
オセアニア	オーストラリア	231,000	26,000
	その他の国	352,000	15,000
欧州・C I S	英国	726,000	26,000
	フランス	715,000	26,000
	ドイツ	726,000	18,000
	イタリア	715,000	22,000
	フィンランド	715,000	13,000
	その他の国	715,000	22,000
北米	米国（北東部）	561,000	34,000
	米国（中西部）	539,000	24,000

	米国（南部）	556,000	30,000
	米国（西部）	517,000	26,000
	カナダ	418,000	23,000
中南米	ブラジル	418,000	18,000
	アルゼンチン	517,000	12,000
	その他の国	451,000	12,000
中東	アラブ首長国連邦	858,000	17,000
	サウジアラビア	440,000	15,000
	その他の国	594,000	15,000
アフリカ	エジプト	616,000	9,000
	エチオピア	550,000	9,000
	その他の国	649,000	10,000

※ 交通費は、秋田県域からの鉄道賃、航空賃及び船賃の合計を示す。